

第五十五回 参議院 商工委員会 會議録 第三号

昭和四十二年三月二十九日(水曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

三月二十四日

谷村 貞治君

中津井 真君

船田 讓君

三月二十九日

村上 春藏君

津島 文治君

松平 勇雄君

村上 春藏君

林田悠紀夫君

山本茂一郎君

岡本 悟君

鹿島 俊雄君

近藤英一郎君

阿部 竹松君

岡本 悟君

重政 庸徳君

林田悠紀夫君

宮崎 正雄君

山本茂一郎君

横井 太郎君

榊 繁夫君

鈴木 一弘君

向井 長年君

菅野和太郎君

栗原 祐幸君

通商産業省重工

業局長 高島 節男君

中小企業庁長官 影山 衛司君

常任委員会専門 小田橋貞寿君

事務局側

常任委員会専門

小田橋貞寿君

本日の會議に付した案件

○プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(鹿島俊雄君) それでは、ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、プラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案の審査を行なうことにいたしましたので、御了承を願います。

○委員(鹿島俊雄君) 次に、委員の変更について御報告いたします。

去る二十四日、谷村貞治君、中津井真君、船田讓君が辞任され、その補欠として村上春藏君、松平勇雄君、津島文治君が選任されました。本日、村上春藏君、津島文治君、松平勇雄君が辞任され、その補欠として、林田悠紀夫君、山本茂一郎君、岡本悟君が選任されました。

○委員(鹿島俊雄君) 次に、衆議院送付のプラント類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案及び中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたします。

先般、提案理由の説明を聴取いたしておりますので、本日は、補正説明を聴取いたしたいと存じます。まず、高島重工業局長。

○政府委員(高島節男君) 先般の委員会で大臣から御説明申し上げました、プラント類輸出促進臨時措置法の一部改正法案につきまして、提案理由に即して若干の補正説明をいたさせていただきます。

まず、この法律は提案理由にも触れておりましたように、昭和三十四年に制定されたものでありまして、プラント類の輸出促進のための日本の技術力が低い、特にコンサルティング業務と申しますが、プラントを設計あるいは計画をいたしてまいります面においての技術的な欠陥を補てんするために制定いたされたものでございます。以後、三十八年に一度延長をいたしまして、今回四十二年三月末が期限の切れるというときに相なっております。いずれも四年間ずつの刻みで延長をいたして今日にまいっております。

それで、制度の内容につきまして申し上げますと、この制度は輸出者が海外へプラントを出してまいります際に、プラントの特性をいたしまして、単純なる商品の輸出のように、売ってしまえばそれで済むと、品質に瑕疵がなければそれで終わりという性格ではございませんで、向こうへまいりまして組み立てをし、予定どおりにファンクシオンを営んでくれないと、ある目的が達せられないわけでございますから、先方の需要者、輸入者や当方の輸出者、あるいはそれを設計してまいりますコンサルタント、この間に通常、もし予定どおりの性能が発揮できなかったならば、こちらの物を出した側から補償をいたしますというところになっておりますのが常でございます。船とか車面とかいうようなものは、こういうことは通常はございません。また機械でありまして、売り切

りをいたしておりますものは単体で出てまいりますから、これもございませぬが、一括して一つの工場を建てるということに当たります際の機械の輸出は、そういった例を踏んでまいるのが通常でございます。ところが、日本のプラントのそういった総合的な競争力——技術面等を入れましたら劣っておるわけでございます。本法発足当時著しい格差がございました。現在の段階におきましても、欧米諸国に比べて格差のないところまで至っておりますために、今日におきましても、この点の政策を強力に国内的に持つていく必要がありますと同時に、こういう形で保証いたしました際には、政府が、その保証によってこうむりますところの損失に対して、その七割を政府側から補償をしてやるということをいたしまして、プラント輸出に対してリスクを感じております業界の踏み切りをつけていくことがねらいでございます。で、問題は二度の延長を経まして、八年間やっております。そういう実績がござい

ますが、最初延長をいたしましたときは、実は三十七年に一件程度の実績があったにとどまっております。二度目の延長をいたしまして、三十八年から四十二年までの状況を見ますと、この間に十件程度のものがあらわれております。合計、今日まで十一件という形になっております。四十年、四十一年としり上がり件数がふえてまいっております。この二年で九件程度の実績をあげておるといふ状態でございます。

そもそもこの制度は、およそプラント類全部についてこれを利用してもらうところまで期待をいたすべき性質のものではなくて、非常にリスクを感じ、新市場であって、市場に向かつてもわかりにくいというような際に利用されてくる、まあ限界的な性格といえますか、そういうものが

強いので、この程度の利用度になってまいりますれば、制度の価値もある意味において達成されつつある段階にあるのではないかと思います。

今回、今後輸出の中でプラント類の輸出というものが非常に付加価値が高く、かつ、あと部品等も続いて出てまいります。後進国に対しての一つの経済協力的な効果もあげてまいるといふような特性を持ってまいります。各般の技術力強化政策、あるいは輸出振興政策の一環としてとってまいらるべき段階ではなからうかというの現在の判断でございます。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長(鹿島俊雄君) 次に、影山中小企業庁長官。

○政府委員(影山衛司君) 御審議を願います中小企業信用保険臨時措置法の改正案につきまして補足説明をいたさせていただきます。お手元に「保険法改正の経緯」という資料がございますので、それににつきまして、その要点を御説明させていただきます。

まず、中小企業信用保険臨時措置法制定の経緯でございますが、これは御承知のように昭和四十年の不況に対処いたしますために、さしあたりこの中小企業の経営の安定をはかりましたために特別の臨時措置といたしまして、(一)に書いてございませういゆる無担保保険の制度、及び(二)に書いてございませう倒産関連の保証の特例措置といたしまして、これを設けることを内容といたしまして、中小企業信用保険臨時措置法案を四十年の十一月の臨時国会に提出いたしました。第五十一回国会で慎重審議の結果、施行を十二月一日ということにいたしました。国会を通過いたしましたわけでございます。

その主たる内容となっておりますところの無担保保険と倒産関連保証の特例の実績、あるいはそれが恒久化をいたしますところの経緯でございますが、これは二に書いてあるとおりでございませう。

て、資料一に書いてございますが、「無担保保険に係る保証承諾の推移」という資料でございます。それに書いてございますように、一番最後の欄にございませうに、金額で延べ三千三百四十三億円というものが本年二月までに保証承諾が得られておりまして、それは全保証の中に占める割合が三六%に達してございませう。非常に実績をあげておるわけでございます。また、倒産関連保証の特例につきましては、やはり資料の二に書いてございませう。「倒産企業指定一覧」で示されておりましたように、十二社につきましてその指定をいたしました。最近に有名な山陽特殊製鋼から始まりまして、最近におきましては象太商店あるいは東洋トランプ、不二ハウスというような倒産企業を指定いたしました。

開連中小企業者への倒産波及防止に成果をおさめたわけでございます。その倒産関連保証の適用を受けた中小企業者の数は二百三十四社でございます。その保証の実績は六億七千八百万円にのぼっておるわけでございます。そういうふうな非常な成果をおさめたのでございませう。この間、政府といたしましては、当委員会におきまして附帯決議等の趣旨を尊重いたしまして、中小企業政策審議会に金融小委員会を設けまして、四十年の五月以降八回にわたってこの無担保保険、倒産関連保証を恒久化したかどうか、中小企業に非常に評判のいい無担保保険を恒久化すること及び倒産関連保証の特例措置につきまして、これを恒久化することによりまして、ちよと災害の保険の特例と同じように機動的にこれを発動いたしましたかどうかというように、この恒久化の問題を中心として審議を行なったわけでございます。四十一年八月三十日に小委員会結論が出て報告を得たわけでありませう。その結論に基づきまして、政府は今提案いたしておりますところの中小企業信用保険法の一部改正法案の成案を得たわけでございます。その内容を簡単に御説明申し上げますと、お手元に横書きの資料でお配りいたしてございませう。「中小企業信用保

險法改正要点一覧」という表がございますけれども、これについてその要点を簡単に御説明申し上げます。

左側に現行という欄がございませうが、現在その中小企業信用保険法という恒久法の内容となっておりますのは第一種保険、第二種保険、特別小口保険、近代化保険でございます。それから先ほど御説明いたしました中小企業信用保険臨時措置法は、第一種保険のてんば率を八〇%に上げる。このほか、無担保保険、それから注に書いてございませう倒産関連保証の特例ということになっておるわけでございます。この両方の内容を統合いたしまして、拡充改善をいたしたいというのが今回の中小企業信用保険法の改正の趣旨でございます。その内容は右の欄に改正後ということを示してあるわけでございます。

その内容を簡単に申し上げますというところ、まず、第一種保険と無担保保険とを統合いたしまして、名前を無担保保険といたしまして、これを恒久化したいたします。その限度は、従来無担保保険が二百万円でしたが、これを三百万円に引き上げます。てんば率は八〇%でございます。

それから第二種保険、従来の第二種保険につきましては、第一種保険を廃止いたしましたので、名称を変更いたしまして普通保険という名称にいたしまして、限度は、従来の一千万円、組合が二千万円とありましたものを、個別企業につきまして千五百万円、組合につきましては三千万円に限度を引き上げるといふことにいたすわけでございます。

それから特別小口保険と近代化保険につきましては変更はございません。ただ近代化保険につきましては対象範囲を拡大するということでございます。それと同時に、倒産関連保証の特例を恒久化する、これが今度の中小企業信用保険法一部改正法案の内容でございます。

ところで三に書いてございませうように、中小企業信用保険臨時措置法は暫定措置としてお認め願ったわけでございます。この三月末日に失効するということになっておるわけでございます。元来なら中小企業信用保険法だけを提案して御審議願えたいわけでございますけれども、この信用保険法の一部改正法案、恒久法案が三月末日までもしも万一成立を見ない場合には、例の倒産企業の指定ができませんし、あるいは無担保保険についても空白ができるということになりまして、中小企業者に対して非常に大きな影響を与えらるることになることにかんがみまして、さしあたり、中小企業信用保険臨時措置法の有効期間を会期一ぱい、三カ月ほど延長するということにいたしまして、今回の臨時措置法の一部改正法案を上程いたしました。その会期一ぱいにおきまして恒久法の改正法案のほうの御審議をお願いいたしますというようにいたしたわけでございます。

以上で本改正法案の補足説明をいたさせていただきます。お願いいたします。

○委員長(鹿島俊雄君) それではこれより両案の質疑に入ります。両案に対し質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○阿部竹松君 最初プラント輸出の法案からお尋ねいたしますが、通産省のお仕事のたてまえやむを得ないかもしれませんが、どうも臨時措置法とか時限立法というふうな法律が毎国会たくさん出てきておる。いま高島局長から御説明を受けたこの法案は三十四年ですね、当時の通産大臣は前尾さんであつたように記憶しておりますが、この種の法律は大体世界各國にないでしようというふうなところから論争が始まりました。いろいろ論議の過程で、なるほどそういう各國の例を見てもあまりない。しかし、日本の置かれてる立場、あるいは将来各國と貿易をやる以上は業者にはやはり不安を与えないような国としての施策が必要であるというところで、昭和三十四年に決定し、それがまた時限立法ですよというところで三十八年になって、今度もまた延ばさなければならぬわけですね。ですから悪いことばで言うところ全くとやがてかぬ、出たとこ勝負で、三年か四年ごととやがて

するということになっておるわけでございます。元来なら中小企業信用保険法だけを提案して御審議願えたいわけでございますけれども、この信用保険法の一部改正法案、恒久法案が三月末日までもしも万一成立を見ない場合には、例の倒産企業の指定ができませんし、あるいは無担保保険についても空白ができるということになりまして、中小企業者に対して非常に大きな影響を与えらるることになることにかんがみまして、さしあたり、中小企業信用保険臨時措置法の有効期間を会期一ぱい、三カ月ほど延長するということにいたしまして、今回の臨時措置法の一部改正法案を上程いたしました。その会期一ぱいにおきまして恒久法の改正法案のほうの御審議をお願いいたしますというようにいたしたわけでございます。

いとも言えるんです。世界の勢がそんなんだというところもありましょう。ですから、その点世界各国で今日これと似たような方法、措置、これを講じている国とわが国と貿易関係を生じているかどうかということ、なぜそう三年、四年ごとに、今回だけで今回だけでいいということ、今度は高島局長今回だけでいいとおっしゃってありますが、なぜそういう筋の通ったような立法措置を講じないのかということをお伺いしたい。

○政府委員(高島節男君) この法律の基本姿勢につきましても御質問でございまして、非常に私どももこの点むずかしい点だと思っております。と申しますのは、日本の技術水準は、三十四年にスタートいたしましたときに、これは非常に低いというので当時は深刻に考えておったと思っております。三十八年の改正のときも同様の段階であつたと思っております。そして今日にまいりまして、これをさらに四年間延長をいたしました。日本の技術水準が上がり、はたして西歐と肩を並べ得るかどうかという見通しの問題ともからんでまいりまして、その見通しを十分立てないで四年四年とやってくるのはまことに見識がないではないかとおっしゃる点はごもっともだと思つております。ただ日本の企業と世界各国の比較を、資本自由化問題その他と関連いたしましたしていろいろやっておりますと、生産のユニットあるいは生産のコストというふうな面では非常に欧米諸国に追いついてきた、少なくともヨーロッパあたりとは肩を十分に並べ得る辺りに近づいたものが多いと思つております。ところが、経営の力と申しますか、内部留保の充実度合い、それから一番やはり劣位に立ちますのが技術の力と申しますか、長年にわたって、特にアメリカあたりでつちかかってまいりました技術の力というものは非常に大きなものがある。これは向こうに国防とか宇宙開発というふうなことにひとと大きく国の力が入っているという点は見のがせません。長年にわたっての大きな伝統がある。そしてそれに即応してコンサルタント事業のようなものも発達しておるといふ現実と日本との間には相当今

日画然とした距離があることは事実かと思ひます。今般の経済社会発展計画でも、国民所得に占めるところの技術開発の投資の割合が現在一・八%でございましたか、これを、今度は二・八%程度のところへ上げていく、国民所得との比較でございまして、これは非常に実質的に言へば、大きな野心的な目標でもございまして、そういう抽象的な目標を一つ掲げまして、そこへ向かつて総力を結集してやうていきたいと思います。将来にわたりますと、場合によっては、これはさらに四年たつたときに日本の技術力が世界各国と比肩し得る、先進国と比肩し得るところにあるかどうかという点の事実に至りましては、これは非常に問題があると思ひますが、問題があるとして、その間に総力と総政策を結集していくという目標を与えることが問題の解決ではなからうかと思ひます。前二回の延長のときのように、日本の力が今日ついできていないということ、まことに残念なこととございしますが、したがって、このこともまたたいへんであると私は正直考へて思ひますけれども、やはり一つの期限を切つて、その間に何とかいくというめどをつけていかないといかぬのではないか、こういう感じがいたします。

それと関連いたしましたして、この制度は世界各國にあるのかという御質問でございしますが、この点は、これと同じシステムになつたものは世界先進國にございせん。日本の各般の技術の中でこれが一番おくれしているために、この点特にこういって補償契約、政府の補償制度というものを日本独自の立場から設けてきたという経緯になつておりました。ほかの國にはこれと類似の先例がございせん。したがって日本としても、この責任は元來は、フランクに言へば企業者自身の力の弱さにあると思ひます。企業者自身の力の弱さというものをできるだけ國の力でカバーしてまいりたいというところでございまして、やはり永久にこの制度を残すというふうなことは考へていない。目標を限つて、その間に努力の結集が必要だといふこ

とにつながつてまいるのでないかというように考へておる次第でございまして。

○阿部竹松君 高島局長は専門的な立場でこれを監督し、行政指導なさつておるのですから、私はその省の資料をいただいでお尋ねしておるわけですから、これは論議はなかなかできぬわけですが、ただ、しろうとはしろうとなりの感じとして、一貫性がないような気がするのと同時に、昭和三十四年からですか、約十年間に十一件くらいしか、いただいた資料を見ていくとないのですね。そうすると、もう少したくさんあつてもう少し役立つというふうなものであれば、それは目の色変えてやらなければならぬということになるのでしようが、いま申し上げましたとおり約十年間の間に十一件、それもまあ國の名前をあげては各國に対して失礼ですから、國の名前はあげませんけれども、どうも不安定な國と取り引きする、そのためにこれが必要ではないか、各國の事情はよくわかりませんが、見てみると、この不安定な國とプラント輸出をやる、こういう法律をつくつてまでやっておりますね。ですからそのあたりが理解しにくい。もう少し詳しくひとつお聞かせ願ひたいのですが。

○政府委員(高島節男君) 本法の利用状況の関連でございまして、この制度は元來日本側のほうの技術力の低さというものをカバーしてやろうというところにスタートいたしております。日本の技術力は先生御承知のとおり、ヨーロッパに比べても、ものによっては遜色がございまして。さらにアメリカに比べては非常に遜色がございまして。そういう技術面での力が弱いのを輸出のほうへ反映いたしてまいりますと、品物の売り切りくらのいところでは最近力が出てきたけれども、これを一つのものにまとめて、セットとして、工場として動かしていくためには、単にものとの関係だけでなく、いろいろな総合的な判断、技術的な視野等が必要が多々ございまして、その面でおくろむというところになつておるわけでございます。そういうおくれが一つ残らずのプラント輸出にから

んで出てくるかと申しますと、これは必ずしもそうではございません。最近のプラント輸出も全体といたしましては三億五千万ドル程度、船とかそういう特殊なものを除きまして、純粋の工場セット的な性格を持つておるものを拾つてみますと、三億五千万ドル程度のラインに達してございまして、一昔前に比べれば非常に多いのでありまして、四年くらい前の倍くらいになつた感じがしますけれども、まだ背景において非常に弱い点が技術力にあるというのが現状でございます。したがって、こういう面でのバックアップをいたしますのも、一つ残らずのケースがここへ寄つてかかってくるというところは、かえつて私は問題ではないかと思ひます。新市場の開拓とか、特別にこれから——自信がやらないけれども、思い切つて出してみようというときに、この制度に頼つていくということが、一番理想の姿ではないだらうか。先生御指摘のように、確かに利用件数は一見少のう見えますが、プラント全体の輸出の中に占めます利用件数は少のう見えますが、なじみの比較的薄いマーケットとか、あるいはそういうところに限つて保証事項をつけましたあとの心配等は残るようございしますが、その辺の心配をよけい感ずるから、あるいはプラントの資材等を現地で少し調達してくれという新しい要望がいろいろ出てくることがある。あるいはどうもなじみが薄いので、どんな立地条件であるか不安で、水一つ取つても日本と違つたような辺があつて、予想とくるつてしまつたという危険があるという、こういうパラエティーのある面の発展を今後いたしてまいりませんと、世界各國のプラント輸出の競争の中に立てない。特に後進國の外貨事情が一体に悪くなりまして、日本のお得意さんのほうはわりと物を買つてくれにくいラインもあつて、したがつて共産國とか、あるいは中南米とか、新市場のほうに大幅に出てまいりようなときに、本制度の活用がわりと目につけてまいつておるよう見受けられますので、この機会にそこらの突っかい棒というものをはずさないで、さらに一

段と推進させていくべき時期ではないだろうが。何回も延長いたしました、その点まことに申しわけない次第でございますが、現実には即して見てまいりますと、どうもこの機会にこそ効用が出かかってきた、いよいよ本格的段階に入ってきたという印象を受けて、今回の延長をお願いした次第でございます。

○向井長年君 阿部委員から質問がございましたが、この時限立法というが、これは四年ごとに見るが、この四年の根拠は、先ほど言ったように見通しが立たないのか。立たなければ四年にしても八年にしてもいいが、その根拠がわからないが、それはあれですか、こういうプラント輸出の法律を出すということについては問題は、業界にそういうことを促進するために政府保証の問題、あるいはまた場合によれば、不安定の国々に対していわゆる国が保証しているのだという信用を持たす目的であるのか、目的はどちらに持っているか、この点いかがですか。

○政府委員(高島節男君) 四年の根拠と申しますと、私も実はちょっと困るわけでございますが、従来ずっと先生御承知のように、四年を一刻みとして、この間に技術開発なり、国の力の向上なり、こういったことを見てまいって今日までできております。現在の私どもの事務的の一つの計画を一応頭に描きますと、ちょうど昭和四十六年度を一つのめどとして中期経済発展計画というものをつくられて、ここに一つの経済政策の路線というものがあるわけでございまして、いままら四年と申しますと、びったり四十六年——一年前までになるわけでございます。結局昭和四十五年までということになります。その間に政府といたしまして、これは単にこの保証だけでプラント類の輸出というものが解決するわけではなく、総合的な技術開発政策や輸出促進政策の一環になってまいりますから、そういった政策の促進度合いをみまして、四十五年の段階で、次に延ばすべきものか、あるいはそうでないものかをその段階において考えるのが比較的

現実的ではなからうか、ということが現段階での私どもの気持ちでございます。それから制度として、業界に対して刺激を与えて促進して踏み切らせるのか、それとも対外的に政府自身がこれに保証を入れたということから、相手方に安心感を与えるのかという点の御質問でございますが、これは制度の理屈だけで申しますと、外貨上の保証をしているわけではございませんで、国内でプラントのエクスポーターと政府との間で、もしおまえがそういう損害を受けて向こうに対して払ったら、そのしりを国内でみてやりましょうという形の形式になっておりますから、これはそのスタイルからいって業者の輸出意欲と申しますか、輸出にリスクを感じて、もし事故でも起したら困るという気持ちを抑えていって、いざとなつたらならば政府がそれに対して七割補償してやるから、ひとつそこを踏み切つていきなさいという、こういった感じの制度の立て方になっているわけでございます。ただ、現実にはこういう制度が国内のケースでできておると、対外商売をいたします際にも、向こうの心証としては、比較的に政府が突っかい棒をしているから安心していいという感じは持つかと思つておられるけれども、これは外貨で相手に対して政府が補償するという形ではなくて、あくまで国内業者を相手に入れている制度ですから、先生御指摘の第一の分類に入るかと思つております。

○阿部竹松君 高島局長のさいげんの説明の中に三億五千万ドル云々という数字の説明がございましたが、これは一つの例として数字をあげられたのですが、三十七年から四十一年まで十一件しかございませぬ。そうすると、三十七年から四十年まで十一件ですから、下降線をたどつておるといふことも言えるわけですね。それから私どもではあるから賛成しようというように考えておられますけれども、どうも局長が目の色を変えて、ここで誇大に力説してやらなければならぬと、こういう法律でもないんじゃないですか。実際問題として

してだんだん下降線をたどつておられる。これをどうとらして御説明をなさるけれども、実際とのくらしい役立っておりませんか。○政府委員(高島節男君) この制度の役立ち方ということの判断はなかなかむずかしい面がございますけれども、これは過去に比べて四十年、四十一年に入つて、そうして、これから先の、窓口をやつております雰囲気から察しまして、この制度の利用ということが非常に民間の関心を集めてきてつづつある段階ではなからうかというふうに感じております。これはやや我田引水的に聞こえるかもしれませんが、その根拠は、いま先生御指摘のとおり十一件でございますから、トータルで申しますと、政府は当然法律を出して以来の責任を継続性をもって負っているわけですから、それが成績にやないかとおっしゃられますと、まことにそのとおりでございますけれども、ただ四十年から四十一年にかけて出てきた案件が九件ほどあります。ただ、これは比較的にプラント輸出というものがある面を開いたといえますか、日本が安全第一主義で比較的近間の台湾とか、あるいはパキスタンとかインドネシアという辺でなくて、さらに一歩踏み出して東欧圏とかあるいはインドの新しい肥料プラントとかいふものにはタッチをしようとして、この制度にどうも頼つてくる心理状態になつてきたような感じがいたします。ただ先生の

おっしゃるとおり、この制度一つでプラント輸出のきめ手になるということはどうして申せませぬ。プラント輸出の全体のきめ手は、これは日本の技術水準のレベル・アップということが中心でございます。また輸出入銀行の資金の確保とか、財政上の措置とかいふことが政策としてはいづれも非常にウエートが高いこととはそのとおりであります。ただこの制度は企業者がやります。自分自身もある危険を感じ、また相手方も、日本が世界の技術市場、プラント輸出の業界においては要するに新顔であるという面が出てきておられます。一つは信頼感と申しますか、一つは信用感と申しますか、色目で見られてい

る、そういう面をカバーしていくことの必要性というところが案外最後のキーポイントとして出てくるケースがわりあい多いんではなからうか。そういう場合にはやはり突っかい棒をしてやつて、せっかく最近進めてきたことでもありますし、前向きに前進させていったらどうか、こういうような考えでおる次第でございます。○阿部竹松君 ということでは、この種の補償措置が必要であるということとはわかつたわけですが、逆な面からひとつお尋ねいたしますが、そうしますと、コンサルタント体制が不十分なために、国際入札もございませぬ、そういうときに逆に不利になるとか、なつたとかいふような例はないですか。

○政府委員(高島節男君) 国際入札の成功不成功の原因というのは非常につかみにくいことではございまして、日本のいま入札参加の状態を見ておられますと、これは必ずしもこういふプラント類の総合的な建設ということを請け負つた形でないものも入れて、全体の様子を見ておると、わりあい一番札から三番札あたり顔が出てくることが多いように感ぜられます。一昔前よりもだいぶ違つてきたという感じがございまして、そういう中でこれまで一体いゆるコンサルティング体制といふものが、技術上の設計や計画の問題から何か実際上の問題が起つてきたことがあるかというところと結びつけて考えますと、そういう事例を若干調査いたしましたことがございまして、これはオーバーホールに調査をするわけにはございませぬ。これはある意味でこちらの責任でもあり、恥でもあるわけですから、相手方がなかなか突っ込んだ口の聞き方をしない。一応アンケート的にやつてみたごく限られた範囲であらうかと思つておられますが、約二十二程度の会社につきまして、プラント輸出の案件として四十五、六件のものが対象になつたと思つておられます。それについて何か問題が起つたかという形で質問を發して調べましたものの記録では、七、八件について事故があつたようございまして、その事故はむしろ現象的にとらえ

る、そういう面をカバーしていくことの必要性というところが案外最後のキーポイントとして出てくるケースがわりあい多いんではなからうか。そういう場合にはやはり突っかい棒をしてやつて、せっかく最近進めてきたことでもありますし、前向きに前進させていったらどうか、こういうような考えでおる次第でございます。○阿部竹松君 ということでは、この種の補償措置が必要であるということとはわかつたわけですが、逆な面からひとつお尋ねいたしますが、そうしますと、コンサルタント体制が不十分なために、国際入札もございませぬ、そういうときに逆に不利になるとか、なつたとかいふような例はないですか。

○政府委員(高島節男君) 国際入札の成功不成功の原因というのは非常につかみにくいことではございまして、日本のいま入札参加の状態を見ておられますと、これは必ずしもこういふプラント類の総合的な建設というところを請け負つた形でないものも入れて、全体の様子を見ておると、わりあい一番札から三番札あたり顔が出てくることが多いように感ぜられます。一昔前よりもだいぶ違つてきたという感じがございまして、そういう中でこれまで一体いゆるコンサルティング体制といふものが、技術上の設計や計画の問題から何か実際上の問題が起つてきたことがあるかというところと結びつけて考えますと、そういう事例を若干調査いたしましたことがございまして、これはオーバーホールに調査をするわけにはございませぬ。これはある意味でこちらの責任でもあり、恥でもあるわけですから、相手方がなかなか突っ込んだ口の聞き方をしない。一応アンケート的にやつてみたごく限られた範囲であらうかと思つておられますが、約二十二程度の会社につきまして、プラント輸出の案件として四十五、六件のものが対象になつたと思つておられます。それについて何か問題が起つたかという形で質問を發して調べましたものの記録では、七、八件について事故があつたようございまして、その事故はむしろ現象的にとらえ

る、そういう面をカバーしていくことの必要性というところが案外最後のキーポイントとして出てくるケースがわりあい多いんではなからうか。そういう場合にはやはり突っかい棒をしてやつて、せっかく最近進めてきたことでもありますし、前向きに前進させていったらどうか、こういうような考えでおる次第でございます。○阿部竹松君 ということでは、この種の補償措置が必要であるということとはわかつたわけですが、逆な面からひとつお尋ねいたしますが、そうしますと、コンサルタント体制が不十分なために、国際入札もございませぬ、そういうときに逆に不利になるとか、なつたとかいふような例はないですか。

られておりまして、たとえば予定どおり製造の原単位や能力が発揮されなかったというような面もございまして、非常にこまかい事故が多ございまして、ガス・バルブの作動——動き方がよくないかつたとか、あるいはポンプならポンプの部品の一部に比較的早く腐食がきてしまつたとか、ボイラーの漏れがあったとか、これはちよつとコンサルタントには値いしないのでありますが、そういった技術的な面において万全を事前に期しておれば、何らかの形で防げたのではないかと思われような事故が一般のプラント輸出について起こつておるようございまして。ただ本法を適用しましてやりました十一件については、まだ事故が起つていない。これはまだ責任期間が完了してない。最近四十年、四十一年でふえておる関係で多ございまして、まだその先行きは何ともわかりません次第でございまして、一般のプラント輸出については一部の調査ではあります、四十五、六件のうちで八件程度問題を起こして、これが直ちにコンサルタント事故なかつたか、結果から必らずしも断定はできませんけれども、そういうことがよく起こるといふことは、輸出をやります当事者としては一つのリスクとしてやはり考えていかざるを得ない現実ではないかと思われまます。

○阿部竹松君 通産省に産業構造審議会というものがございまして、その中に小委員会ですか、分科会ですか、あつて、この問題を取り上げて議論なさつておるわけですね。その考え方はどういふことをお考えになり、どういふ結論を出されておるわけですか。

○政府委員(高島節男君) 構造調査会の輸出、特にプラント輸出に關連しました分野の部会の審議はまだ本格的にすべり出しておりませんで、問題意識程度のもを事務局のほうでまとめて、段階にございまして、今後の輸出の中核はやはり何といつてもプラントといふか、重化学工業品であるといふ一つの全体の判断がございまして、繊維、雑貨等も高級化してまいりますが、主た

るウェイトは重化学工業品に移つていく、その中で特に機械類の輸出に力を注いでいかなければならない、その中でもとくにさらになつてまいりますが、相手国に対してプラント一式を持つて行つたり、経済協力効果があつたり、付加価値を自身が高かつたり、技術を世界に示すことによつて、非常にこれはいいことなんだといふねらどこころをつけまして、問題もスタートしたおられますが、ただ、現実には対外的にこういふ制度をどうするかというところが一つあります。先ほどから申しました技術力の強化のために、技術革新についての促進措置の税制、あるいは政府みずから乗り出しての研究、そういうこととの充実ということがまずプラントと關連しては一番先に強いウェイトとして出てくるかと思つてはいます。なお、それと關連して、東南アジア諸国との間の経済協力を推進して、外貨事情の悪い国においてもプラントが買えるようにしていくということ、あるいは輸出銀行の資金が今回の予算では非常にショートしたまゝでございまして、これの輸出に非常に苦勞をいたしましたわけでありまます。その場合に比較的競争力のついておる輸出については、輸銀でも万全を期するといふ姿勢で乗り出すべきではないかという点を指摘いたしまして、まだ審議会として本格的審議の段階には至つていないという状況でございまして。

○阿部竹松君 最後に一つお尋ねいたしますが、いままでの昭和三十七年から四十一年まで損失補償額が大体一億七千万円、これは一般会計の雑収入になるわけですか。—そういうことになっておるようですが、将来もこれあり得るんですね。将来起きた場合にどうするののかということをお尋ねいたします。

○政府委員(高島節男君) ただいま御指摘のとおり、今日までの補償料の収入は一億七千万程度でございまして。ただ、補償料の収入の時期は法律でこまかく定めておられて、現実に入つてい

のはまだ七千万円、これからある期間を経まして、今日までの契約に対して見合つて入るのは一億七千万程度でございまして。将来は案件も、私の感じでは、現在こういう輸出をしたければ、この補償料がやつてもらえないだらうかということではアプロチしているものが四、五件目の前にもあらわれつつございまして。これがみんなまとまるかどうかは、これは問題でございまして、そういう状況から申しまして、この補償料収入というものも相対的に将来にわたつてふえていく可能性がこの事業の伸びと同時にあるかと思つて。ただ、それが伸びてまいりまして同時に、こういう案件の特色といつたしまして、一つ事故が起りますと、七割の補償をいたしてまゐるわけでありまして、プラントの金額が非常に大きいものがあるが、一極端なのはユーゴスラビアに出ましたプラントで、一つ五億円をこす補償金額になつておるものもございまして、したがつて、これがもし一件不幸にして事故が起りました場合には、それだけのものを払つてやらなければならぬという点がございまして。したがつて、今後補償料が相当にふえてまいりましても、事故が起つたときには、小さな事故ですと何でもございませぬが、収入と見合つてはやはり切れないことも起り得るというところをございまして、これがこの法律が特に損失補償という形にいたしましたゆゑにはなからうかと考えておる次第でございまして。

○鈴木一弘君 一つは補償料がわずか七%程度というところで、大体七割が補償金額です。補償料が非常に少ないということですね。そういうことから考えられることは、ガットそのほかの關係でこの補償料を上げれば、この制度というものは運用が思ふようでないと思つて、といて、引き下げれば今度は保護政策というふうにとられるし、現在の補償料の程度ではたしていいかどうか、妥当かといふことは非常な問題だと思つて。それについては、いわゆるガットそのほかの關係で、これでは保護政策ではないかといふような圧力というか、そういうのがあるだらうとは私は想

像のですけれども、それに対してはどういうようにいままで答えてこられたのか、またそれで切り抜かれるものかどうか、その点を一つ伺いたしたいのです。

○政府委員(高島節男君) 非常に微妙なところの御質問でございまして、私もこの制度は一つの概念として、保険的な作用を営んでいる制度だと考えております。ただいま阿部先生の最後の御質問に対して申し上げましたように、収支均衡という形に必ずしもなりにくい。事故が起つたときは大きい。しかし七%以上上げてこれをやつていつたら、今度は逆に寄りつきが悪いといひますか、親心が出てこないことになるので、非常にその点進退兩難におちいるポイントなものでございまして、それで対外的にはこれは補償料をとにかく取つておるのだ、保険的な性格を持つておるのだ、したがつて、これは各国とも一種の輸出保険の制度というものは多かれ少なかれ全部ございまして。したがつて、各国のやつておることと違ひはないではないか、こういうのが私どもの対外説明を要求されましたときの姿勢であらうかと思つて。現在までのところ、先ほど阿部先生御指摘のように、この制度がそれほど大きな、たとえば輸銀のような三千億の金で融資をするといつたようなウェイトを持つておるものもございませぬから、非常にこれは申し上げにくいのですが、対外的にこの制度に目をつけられたといふことはございませぬ。しかし、先進国との間で御指摘のように一つの格差があるといふことから起つてくる現実に基づいて日本としてやつておる。それに対するまあ弁解は、やはり保険の概念を使った制度であるといふことが、これは対外的な制度としての言い開きであらうかと思つて。独立会計という形にはなつておりませぬが、結局は補償料を取つて、そうしてその負担においていざという場合に応援してやつていくのだといふことで、輸出の補助金ではないというラインの説明に相なるかと思つて。

○鈴木一弘君 この補償料を締結したのはわず

か十一件でありますけれども、今後ふえるだろうというところで、いままで論議があつたわけですが、その補償契約を結んだ場合のことでありまして、これも、実際に輸出契約金額についてそれをベースにして、いゆる補償金額等も算出されているわけですが、その補償金額というものが輸出金額の七〇%、補償額の七〇%ですね、補償金額は。そうなるのでありますけれども、これが間違ひなく十分な審査といふものが一体されるのかどうかという点、その辺は大きな問題じゃないかと思ふ。ものによつては、いままでわが国でつくつたこともないような大きなプラントを出さなければならぬ。いままでの製能造力の倍以上のものをつくるか、三倍以上のものをこれから出さなければならぬといふようなときに、これより大きくした場合は、小さい機械あるいはプラントの場合には問題がないとしても、大きくなった問題には、はたしてそれとおり機能が動くかどうかというところは非常に困難だろう。その中でコンサルティング体制の不備といふことが言われているのですが、そうすると、それ自体今後審査をしていって補償契約を結ぶについても非常に困難が伴うのじゃないか。その辺の体制とか、あるいはカバリーのしかたといふものはどうなっているのか。

○政府委員(高島節男君) その点は、非常に技術専門的な知識の要ることでございまして、思つておりました、現在役所だけではどういった仕事を特にするわけにいきませんので、慎重な一つの予備審査の体制をしまして、プラント協会に業務を委託いたしました。そこで結果されました技術力によつてこの補償契約、あるいはそこから出てまいります補償金額というものの妥当性をスクリーンをしていただいております。また、プラント協会も、単独に自分でやるだけでなく、委員会を設けて、学会や、プラント協会に加入して、あるいは、あるいは部門のやや違ふ部面の専門家の方々にも労をわづらわせずして、案件が出てまいります際に精査をいたしておる次第でございます。

最近までそういった技術スクリーンの過程において、たとえ、向こうから要求してまいりました保証条項——肥料について窒素分が何%なければならないかぬといふことを言われておりましたその保証条項が、一体きつ過ぎるのか、きつ過ぎないのかという点につきましては、そういう場所を活動いたしました。たまたまに、いささかこれはきつ過ぎないかといつて、もう一度契約に戻つて直してもらうといふ交渉を済ましてから契約をするといつたようなやり方もすることができた次第でございます。今後はこの点非常に技術専門的になりまして、わづかししいので、われわれとして十分広く一般の知識を集めて遺憾なきを期していかなければならぬといふことを考えておる次第でございます。

○鈴木一弘君 広く知識を集めて遺憾なきを期していきたい。差しさわりのない答弁でございます。すけれども、非常にむずかしい問題じゃないかと思ふ。政府がいやしくも補償料を取つて補償額の七〇%までを補償しなければならぬといふ、そういう契約を結ぶわけでありまして、それだけに最初の審査といふものは、ただの通り一べんの答弁じゃなくて、特別の体制といふものを考えるなりするといふことをしていただきたいと思ふのです。

それからいまままで出ているプラント類の輸出保証損失補償契約、これをやってみますという、大体がいゆる化学プラントが多いようです。紙パルプであるとか、あるいはビニロンであるとか、セロファンであるとか、そういうのが多いわけですが、前回、これは全然違ひますけれども、韓国肥料の問題で一部問題になったことがございまして、あのようなサッカリンの輸出の問題がある。それは非常に困るわけですね。いままでのところでは、この点についてはわり問題にならなかつたのだと思ひますが、ここで私お聞きしたいのは、北サハリンに対しての開発プラントといふものが現在通産省で検討されている。通産省のどこでやられているのかわかりませんが、これ

も輸出、いわゆるこの補償契約といふものをするような内容のものになつていくかどうか、そうでないのか、そのところをひとつ伺つておきたいのです。

○政府委員(高島節男君) 北樺太の問題は通商局のほうで何かやっております段階で、要するに、外交折衝段階でございます。あつた開港プラントが輸出されるかどうかというところは、まだ皆目見当がついていない段階で、両国の間で熱意はございまして、結果の落ちつきがどうなるかわかるとして、想像でございすけれども、おそろくまとめで向こうにいつて建設してやるということになるのではなくて、ある程度の資材、機械といったばらばらの体制になるのではなからうかなとも観測されますし、あるいはまた向こうから、自信がないから、まともに日本でやってくれということになるか、そこいらもまだだめががついておりません。かりに、一つのプラント輸出契約のこの要件に合うような形に、将来発展いたしましたらなつてまいりますと、これはそういう案件の性格から本法の適用を求められれば、これはしなければいかぬかと思ひますが、はたして、そこいらは業界自身、出す人間自身が七〇%の補償料を払うかどうか、そして、なおこれをかけておく必要があるかどうかといふこと——だいたふソ連との間の貿易も親近感をもつてまいりました。相対ユニットが大きいなつたりいたしますと、これはやはり政府の突つかい棒をしてもらわなければならぬといふようななつたところで持つてくる可能性はあると思ひます。現在の段階では、通商局のほうの折衝も何ともはつきりした形をとつておらぬような状況でございます。

○阿部竹松君 影山長官にお聞きしたいのですけれども、中小企業信用保証臨時措置法は一昨年わが党も賛成しておる法律でありまして、中小企業が置かれてある立場がまだきびしいわけですか、運用の面について特段の御措置を講じていた

だきたいという意味でお尋ねいたしますが、さいぜん長官の発言で、三千数百億の金を手当てをいたしました、加えて山陽特殊製鋼の手当てもやつたといふ発言がなされております。山陽特殊製鋼は中小企業ですか。

○政府委員(影山衛司君) 山陽特殊製鋼につきましては、これは大企業でございます。ただ、臨時措置法に規定いたしておりますところの関連倒産企業の特例につきましては、その運用は、まず山陽特殊製鋼を指定いたしました。その関連の中小企業者が運転資金等が必要な場合に保証保険の特例の措置をとるといふことになつてございまして、臨時措置法上の指定は山陽特殊製鋼といふ親企業をするといふのが制度のやり方でございます。

○阿部竹松君 あの法律が通るときに附帯決議がつけられて、その中身は全文記憶をいたしておりませんけれども、大会社の下におる下請、下請の下請、こういうもの十分めんどうをみてあげるようにという意味の附帯決議がついておりました。したがって、山陽特殊製鋼がそのような状態になつたために、山陽特殊製鋼でなくして、ほかの山陽特殊製鋼の下請なり、またその下請の下請なりがお世話になつたといふことであれば、話はわかる。しかし、あなたのお話でいくと、上から、大筋から全部応援した印象を与えるような御発言なんです。そこあたりを、山陽特殊製鋼は手当ていたしませんよ、しかし、院の要望もあり、皆さんの方針もそうであるので下請以下をやりました、こういうことなんですか。

○政府委員(影山衛司君) 当委員会の附帯決議におきましても、倒産関連保証の特例を再下請にまで及ぼすようにという附帯決議があつたことは承知いたしておるところでありまして、その趣旨に基づきまして、四十年の三月一日に、この指定倒産企業の指定基準を緩和いたしました。指定倒産企業と密接な関係にあるところの系列企業が倒産した場合に地域経済に著しい影響を及ぼすものと認められる場合には、負債金額にかかわらず、

○阿部竹松君 影山長官にお聞きしたいのですけれども、中小企業信用保証臨時措置法は一昨年わが党も賛成しておる法律でありまして、中小企業が置かれてある立場がまだきびしいわけですか、運用の面について特段の御措置を講じていた

だきたいという意味でお尋ねいたしますが、さいぜん長官の発言で、三千数百億の金を手当てをいたしました、加えて山陽特殊製鋼の手当てもやつたといふ発言がなされております。山陽特殊製鋼は中小企業ですか。

○政府委員(影山衛司君) 山陽特殊製鋼につきましては、これは大企業でございます。ただ、臨時措置法に規定いたしておりますところの関連倒産企業の特例につきましては、その運用は、まず山陽特殊製鋼を指定いたしました。その関連の中小企業者が運転資金等が必要な場合に保証保険の特例の措置をとるといふことになつてございまして、臨時措置法上の指定は山陽特殊製鋼といふ親企業をするといふのが制度のやり方でございます。

その倒産企業の指定ができるということにいたしておりまして、その例といたしましては播磨鉄鋼の子会社でありますところの日伸建設工業、これを指定いたしました。それからまた建築組み立てをやっております不二ハウス工業が倒産いたしました。その子会社でありますところの日新産業を指定いたしました。その再下請が救済できるというように措置をとっておりますわけでございます。

○阿部竹松君 影山長官、私は一つの例としてお伺いしておるわけですが、山陽特殊製鋼が対象になっておるかおらぬかと、その山陽特殊製鋼の下請機関がお世話になっておるのはけっこうなことです。下が困るから山陽特殊製鋼がこの三、四百億の金の何千分の一かの対象になっておるかどうですか、こういうことなんです。

○政府委員(影山衛司君) 山陽特殊製鋼そのものは適用を受けておりません。

○阿部竹松君 中小企業庁は、中小企業というのは、大体昔は従業員が三百人、金額が三千万、だんだん上がってきて金額が五千万というふうなことに一応のめどが昔はあったんですが、いまの大体のさしはどのあたりにものさしを置いておるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 製造業につきましては、資本金五千万円または従業員三百人でございます。

○阿部竹松君 そうしますと、それ以上の従業員がおつたり、資本金が多かったところは、この法によってお世話いただいております、こういうことですね。

○政府委員(影山衛司君) 御指摘のとおりでございます。

○阿部竹松君 そうしますと、これは長官、専門家ですから、私なんかとかく言う筋合いのものじゃなからうと思っておりますが、年々中小企業の倒産がふえておられますね、本年度などは六千八百件などと言っておつたが、七千件にのびるとするわけですね。その何割くらいが皆さんのこの法に

よつてお世話いただいておりますわけですか。

○政府委員(影山衛司君) 倒産件数が、四十一年の実績では六百八十七件でございます。その中でこの倒産関連保証の関係を救済措置を受けておるものは二百三十四件でございます。

○阿部竹松君 そうすると、数は相当少ないですね、六千件の中で二百三十四件ですから。あとは皆さん方のほうでも法をつくって、それにいろいろのやばり規定、規約あれを設けてあるでしょうがね、六千件のうちの半分くらいをお世話いただいたというのであればけっこうなことだと思つたのですが、六千件の中でどういふわけで二百数十件しかお世話いただけないことになるのですか、それ詳しく御説明いただきたいと思います。

○政府委員(影山衛司君) 先生御承知のように、この倒産関連保証の特例の趣旨は、ちょうど災害に關しまして保証保険の特例をいたしておりますように、それに準じた制度でございます。ある大きな親企業が倒産すると、それに連関した中小企業が連鎖倒産のうき目にあつておると、それが地域的に、あるいは国民経済的に非常な影響が多いというふうな場合に、その親企業を指定いたしました。その下請の中小企業を特別の措置で救済をいたすという趣旨でございます。全部の倒産企業を、この倒産関連指定企業の保証特例で救済をするという制度の趣旨ではないわけでございます。そういう点で十二社を指定いたしました。その関連の中小企業が二百三十四社でございますけれども、しかしながら、それ以外にもこの保証保険の適用を受けないところの関連中小企業も多かつたわけですね。しかしながら、それは保証保険の特例の措置を受けなくても、政府がこういう親企業を指定いたしました。それが地域経済的にも影響があるから救済措置を行なうのだという姿勢を示したということによりまして、地元の金融機関が非常に積極的な協力態勢をとつておりました。それによりまして、保証保険まで至らなくても救済措置が、たと

えば国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫、商工中金もあります。そういう政府関係の中小企業金融機関だけでなく、地元の金融機関も積極的に協力していることでございます。この保証保険の特例の対象になりましたのは二百三十四社でございますけれども、それ以外にたくさん倒産関連企業が適用を受けているということについては、これは数字にあらわれておりませんけれども、非常に大きな効果ではないかと考えておるわけでございます。

○阿部竹松君 影山長官、砕けた話になりますがね、私も地方を歩きました、やはり中小企業の人といろいろ座談会、懇談会をやる。なかなかおるかどうかわかりませんが、下部まで浸透しておるかどうかどうもやるといふことになつて、地方の銀行なりそれぞれの機関が、たとえは国で三分の一めんどろみでやつて保証してくれるので、あとは地方のとういことにならぬわけですね、なかなか。そういうふうにならぬわけなんです。国のは、地方の銀行が信用せぬのになぜ金を貸せるか、これはまあ当然でしょう。たとえローカル銀行が保証せぬようなところに国で保証できませんよ。しかし、あなたの話を聞くと、国がやれば、地方の銀行であるか何であるか別としてやる。地方へ行けば話が逆です、砕けた話で、私どもの聞くのは、ですからそのあたり通産省の考えが下部まで浸透しておらぬものか、浸透しておつても、これはともあふないから、保証できませんよという態度をおとりになっておるか、わかりませんよ。しかし、そのあたりもう少しきめこまかくできぬものであろうかというふうな話なんです。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおり、こういう指定をしつばなしでは、なかなか下部に浸透いたさないわけでございます。私もどいいたしましては、地方の通産局がございすけれども、そこに従来から、不況対策相談室というものを設けておりました、週一回通産局長がみずから

陣頭に立って相談にあずかるということをやつておるわけでございます。それでたとえば大阪通産局あたりでも、遠くは山陽特殊製鋼の関連倒産、最近におきましては不産興でございますとか、あるいは象太商店、東洋トランプというふうな大規模な倒産が起りました際には、通産局みずから指導に乗り出しまして、関連の保証協会はもちろん、銀行等にも働きかけまして、連鎖倒産の防止に努力をいたしておるわけでございます。そういう通産局の指導と相まちなして、この制度が生きてくるというふうに考えているわけでございます。

○阿部竹松君 影山長官、どうも先生御承知のとおり、御承知のとおりと言つては、地方の通産局も、地方の通産局を悪く言う意味じゃないに、やはり一応皆さんのほうからワクが与えられている。野方図な救済制度ということじゃなくて、ワクが与えられている。ですからそのワクによって押えられているから、地方の通産局もあまり窓口を広げぬのじゃないかという気がするのです。ですから、本予算が出ておりましたからわかりませんが、先週予算についてお伺いしましたが、そうふえておりましたね、そういうものを手当てする金が、直接金を貸すわけではないのですが、ふえておりましたね。方針としてそういう点はいかがですか。

○政府委員(影山衛司君) 通産局には資金のワクを与えて、それによってあつせんをさせるというふうなことはございせん、単純に通産局の指導力を發揮いたしました。各金融機関の協力を求めるというところでございます。

予算関係につきましては、この信用保険関係は、九十五億の融資資金を、中小企業信用保険公庫に出資するということに今年度の四十二年度予算でなつたわけでございますが、これは昨年度七十五億でございます。資金は十分に出し得る体制を整っているわけでございます。

○阿部竹松君 ですから、前回の官房長の大慈憐

さんの説明では、四〇%の通産省のワケがふえました、こう言っているけれども、ふえておらぬ。そうでしょう。通産省全体のワケから見ると、伸び率がふえておらぬ。どうも親切心がない、こういう結論になるわけですか。しかし、理屈は抜きにして、もう少し地方の中小企業を中小企業庁としては何とか助けてあげる方法がないものでしょうか。世界で一番中小企業の数が多いのはスペインで、その次多いのは日本でしょう。ですからもう少し、私どもではわかりませんが、専門家の皆さん方のお力によれば、六千件倒産だなどという記録をつくることばかりに熱心にならぬで、もう少しあたたい手を差し伸べるといふようなことはいいですかね。

○政府委員(影山衛司君) 倒産の高水準につきましては、私どもも頭を痛めているわけでございますが、私どもも長官室にも、東京都内でございますけれども、十人、あるいは五人というような従業員を保持している零細企業が飛び込んできて、救済を求められているわけがございます。さしあたり話し合いをするわけでございます。さしあたり倒産しそうだからとということで、国民金融公庫等にそのつなぎの資金のあつせんをいたすわけでございますが、よく話をしておりますうちに、そういう小規模の人たちの申します中には、簡易帳簿でも帳簿をつけているということ、コスト計算をしているならば、自分たちはもう倒産をするおそれはないという自信がございました。金融機関にそういう金を借りにきました場合も、コスト計算をし、簡易帳簿でもつけていけば借りやすいのだというふうな話もいたしております。そういう面でも、まだ小規模零細層の人たちで、帳簿組織もまあはつきりしてないという、先の見通しもできないというふうな人たちも多岐にわたります。そういう点につきましても、ひとつ商工会、商工会議所等の経営改善普及事業というふうなもの、今度二十一億から二十五億というふうな予算も拡充いたしましたし、それから改善普及員も増員をいたしました次第でございます。

みちにそういうところから指導をしていきたいと思います。あたたい手を差し伸べていきたいというふうなことを考へております。

○阿部竹松君 中小企業庁から出てくる法律は、これは近代化、これは高度化、これは合理化である——合理化と近代化と高度化とどれだけ違うかという論争はここでやったことあるからやりませんけれども、たとえばそういうような共同化——共同で仕事をするというようなことをお考えになつて、行政指導の面で、なかなかこれはむずかしいでしょうけれども、お考えをそういうところまでいたすというわけにいかぬですか。一坪十坪の土地でも、十階建てになると一坪一坪にしかつかないのです。したがって、いまの通産省は万国博覧会で夢中になつていて、とて話したつて始まらぬけれども、高度化、近代化、合理化というのはどれだけ違うかわかりませんけれども、こういうような、中小企業にただ金を貸してやる、金を貸すわけにいかぬから国が保証してあげましょう、こういうようなことだけでなしに、もう少し行政指導の面で、これは三年や四年でできぬかもしれないけれども、そういうような指導を、通産省のあなたのところではあり計画を立ててやる必要があるのではないかと申すのであります。そういうことが全然ないですね。単に金さえ出せばいい、金を貸したところで、なかなか近代化も、高度化も、合理化もできませんよ。ですから、法律をつくって交通整理するようになつていかぬでしようけれども、そういうふうなやり方を将来に向かつてやつてあげるといふことが私には必要ではないかと思つております。しかし、言うはやすくて、なかなかできたいというところも私承知しておりますから、これ以上言いませんが、何とか新しい感覚で将来の日本の中小企業のあり方というものを、ビジョンを示してやる必要があるというふうに私は判断いたします。

○政府委員(影山衛司君) まさに先生御指摘のとおりのことをご指摘をやるうとしておるのでございませぬ。御承知のように、小規模零細層は、やはり共同化、協業化によりまして、近代化、合理化をはかつていかなければなりません。ただ、単純に金を貸しただけでは、なかなか一國一城のあり方であるところの小規模零細層の人たちはついてきてくれないです。金と啓蒙指導を一緒にして投入して、小規模零細層の人たちが共同化、協業化をしやすいつ体制をつくつてやる必要があると思つております。来年度予算で実現いたします中小企業振興事業団の考え方というものの基本は、そういう考え方に基づくものでございます。

○鈴木一弘君 臨時措置法のほうですけれども、この改正の要旨を見ると、四十年の景気回復の立ちおくれ、そういうことから何とかしてその事態に対処するために臨時措置法をつくつたのであるわけですか。ところが、そのとおりに四十年からずっと続いてきたわけですけれども、現在では景気は立ち直つたということは大体言えると思つております。そうすると、ところが、ここにきて、まだこれを賤止することはできない、今度本法の中に繰り入れなければならぬ、あるいは、はつきり言つて、それまでの間延長しなければならぬというところは、言え、これは中小企業庁としての中小企業に対する対策というか、まるつきりなつてないというところも語弊があるかもしれませんが、見通しは間違つていたとしか言えないです。その点はどうなんですか。

○政府委員(影山衛司君) 倒産が高水準にあるというところは、まことに遺憾な状態でございますが、全体的に日本経済の景気が上昇いたしております。まして、中小企業段階にもこれが浸透いたしております。一方におきまして、景気の動向いかんにかかわらず、中小企業のかかえておられますところの構造的な問題、あるいは後進国からの追い上げ、あるいは外資導入の自由化が今度日程のものになっておられます。そういうことで、非常に環境がきびしいのでございます。そういう点で、万全の対策を中小企業者のために整えてあげなければいけないとい

うことが、私どもも考えております。趣旨でございます。無担保保険につきましても、臨時措置法から恒久措置にいたすわけでございますが、これもやはり中小企業者の実態を調査いたしてみますというところ、やはり担保力が不足しておるといふ状態がまだ解消いたしてないわけでございます。また倒産の数もふえておりますが、自由競争経済でございますので、どんな景気上昇段階におきましても、そういう不幸な事態は起り得るのでございませぬ。そういう点も考慮いたしまして、万全の策を講ずるといふ意味でいたしたわけでございます。

○鈴木一弘君 長官、そうすると、政府側の考えでは、これはほんとう言へば、三月でもって臨時措置法は終わるので、そのままで完全に有効に措置法が働いて心配ないというところを持ってこられるとよかったです。そう言つても、それはならなかったとすれば、措置法が三月一ぱいで終わるといふ最初の見通しというものは大きく間違つていた、もっとも長期のものではない、よかつたのです、はつきり言へば、いま一つは、万年的に倒産があるというふうな、そういうような意味にとつたのですが、そういう、中小企業庁として、政府の行き方は、そういうふうな万年的倒産の考え方があるもので、どうしても今後考えてもらわなければならぬということになるのですけれども、そういう言い方だつたですけれども、それでは長官としては、そういう考え方では不穏当ではないですか、万年的倒産ということをお考えとおかしいのではないですか、そういうふうなことを考へるのです。

○政府委員(影山衛司君) 第一点の、臨時措置法にしない、当初から長期のものにすべきではないか、三月一ぱい以上は延ばしたらよかつたのではないかと、そういうことではございますが、この臨時措置法が一応さしあたり不況対策として上程いたしまして、その間におきましてまた恒久法との関連の方法も考へるといふ含みで、このさしあたり臨時措置法を四十年十二月に上程いたしましたというふうな

次第でございます。その点御了承お願いいたします。

第二点の、万年倒産を予想するということは、中小企業庁長官としておられないのではないかと御質問でございますが、私ももといたしましては、あらゆる努力を傾注いたしまして、中小企業者の端々まで近代化をいたしまして、こういう倒産の事態が起らないということをおもひ望むわけでございますけれども、やはりそこまでは努力が至りませんで浸透しておられないわけでございます。その点は正直に申し上げまして、そう言わざるを得ない段階でございます。そういう事態も起り得るということで、万全の策を講じたような次第でございます。

○鈴木一弘君 現実の問題として、非常に長官は正直だから、そういうことは、ほんとうに万全の努力をしたのだということがある。しかし、現実にはそれはいかなのだというお話なんですけれども、実際、もう少しというか、ほんとうに力を入れていかなければならぬ。野党のほうから中小企業省をつくれというふうなことで言っているのですから、その点は精力的にやってみようと思ひます。激励みたいになって申しわけないですけれども。

その次に私のほうで言いたいのは、このところだ、ぶ連鎖倒産、そのほか倒産というものが減ってきた。こういう見方が経企庁ではされているわけですが、そのほか倒産が多いという理由としては、過大投資とか融通手形とか、そういうものが非常に多い。高利金融、高利貸し依存というものが多くという話があるわけですが、それについて、そういう高利金融にたよらないようにすれば一番いい。それが一つの保険法の魅力だと思ひますけれども、その点高利金融にたよらないで済むようにするには、ただ保険法だけでは不十分だと思ひますが、どのように今後やっていくかと思ひますのか。

○政府委員(影山衛司君) 中小企業者、特に零細企業者におきまして、高利金融に悩んでいる人た

ちが多いことは事実でございます。その対策といひましては、最近では国民金融公庫あるいは商工中金等を指導いたしました。高利金融の肩がわりをさせるということになっておるような次第でございます。それと同時に、全般的に政府関係金融機関の資金量を拡大いたしまして、できるだけ、そういう一般の市中金融機関にも行き得ないような小さい層の需要も満たすということをやっていくたいというふうに考えている次第でございます。

○鈴木一弘君 中小企業の場合は、確実な担保物件がないということが非常に多いわけですが、それについて全然担保物件がない場合、この場合保証を行なうということになるわけですが、一体どこまで危険率を見込んでいくのか、その程度、これはいろいろ企業力、その他にもよると思うのですが、それについて伺っておきたいのです。

○政府委員(影山衛司君) 現在行なっております無担保保険につきましては、事故率二・一％を計上しております。それから特別小口保険のほうは無担保、無保証でございます。これは大体三割予定しております。

○鈴木一弘君 その次に、これはあとで資料を出していただければいいんですが、中小企業金融の場合に、いままでいろいろ使っているのに対して、じか貸しをする場合と、政府関係の機関の場合と、それから代理貸しの場合があるわけですが、それについて金額とか規模の、企業の規模別ですね、それについて、あとでこれは資料を一応ほしいと思うのですが、お願いいたしたいと思ひます。

その次に、ほとんどが小企業の場合は代理貸しといひが多いというのがほとんどなんです。ところが、私は一つの例をあげて聞きたいのですが、神奈川県であったことなんです。保証協会から一千万円の保証を受けた。ところが、実際に窓口に行った場合には、担保を要求されて、銀行に一番抵当に入っている担保物件を第二抵当にして保証協会に提出しなければならなかったという

ようなことになったわけですが、その場合、企業の内容調査を十分やって、これは無理だということ、保証協会のほうでちゃんと保証すればいいんですが、内容調査もやらないで担保を要求される。その担保物件はほかのほうに回して資金にしていきたいというところがあったらいいのですが、それをやむを得ずそこへ回したということから、予定していた目的の方面に使えなくなつたわけですが、そういうことで非常に業績が苦しくなつてきたという例があります。そうなりまして、信用保証協会のおかげで企業が苦しくなつたというおかしなことになつたわけですが、そういう場合の有効な保証をどうやって行なっていくかという有効な手段、そういうものについて、十分に聞きたいのです。

○政府委員(影山衛司君) 保証協会自体が担保を徴求しておるということは事実でございます。これは担保徴求の状況は、一般的に申しまして、件数構成比のわずか一九％程度でございます。先ほど御説明申し上げました無担保保険につきましては、担保はもちろん徴求いたしません。それで身内保証でもいいということでありまして、これが三六％以上も占めておるわけでございます。ただ先生御指摘の例で一千万円以上というような保証になりますと、保証協会がある程度の担保を徴求するということはやむを得ないという点もあるわけでございますが、しかしながら、一方におきまして、中小企業信用保証公庫で普通の場合は七〇％の再保険がかかっておるわけでございます。

きびしい担保の徴求をするのは、制度の趣旨からいっておかしいではないかと私も考えて指導をいたしておるわけでありまして、私も具体的にそういう例がございました場合には、私も指導いたしたいと思ひます。そういうことのないように指導いたしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 きびしい担保物件は要求しないと言ひながら、担保物件を指定されたわけですが、そのため苦しくなつたわけでありまして、いまのあれはあとでお話し申し上げたいと思ひますけれども、

も、はつきり言つていまのは、指導しておるといふことを言われたのですけれども、指導してやるのじゃなくて、その場合一体どういふふうに私どものほうへ話してくださればけっこうですと言つても、企業者がじかに中小企業庁にのこのこと行くわけにいかないわけでありまして、そこで、こういう不満がときどき出てくるわけですが、だから、その場合の有効な手段は何かということをおもひは同つたわけですが。

○政府委員(影山衛司君) そういう具体的な場合は、やはり具体的な苦情の処理でございます。各通商産業局あるいは各県のほうに具体的な苦情を申し出ていただくということで片がつくと思ひます。

○向井長年君 佐藤総理の所信表明の中でも、中小企業対策に万全の方策を講じていく、こういうようなことを言われたわけでありまして、本年度の本予算で中小企業対策費はどれだけのパーセンテージを占めておるのであるか。それとあわせて、財投の中で中小企業に対してはどのくらいの割合を持つておるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 四十二年度におきまして中小企業対策費は、合計で三百五十億でございます。で、昨年の予算が二百九十六億でございます。で、一八％の伸びでございます。国家予算全体の中に占めます比率は〇・七％になつております。一方、財政投融資関係でございますが、これは政府関係金融機関、それから中小企業振興事業団にも財投が出ますので、それを含めまして三千二百九十三億ということになつておりました。この伸び率は、前年に比較しまして三一・六％というところでございます。これは財政投融資全体に占めます比率は一四・六％ということになつております。

○向井長年君 長官、これは一四・六％ですか、財投の場合は、こういうことでは、おそらく先ほど言われたようなことが十分な措置はとれたとは考えられないのです。対策費の問題については

一〇程度ふえておるので、去年から見ましても、基本的な中小企業問題たくさんありますが、ただ財投の問題一つ見ましても、少なくともここで三〇〇程度やはり見なければ現在の情勢では十分な措置がとれないのじゃないか、こういう感じがするわけです。これに對しましては、現在の一四・六％ではなかなか、幾ら口でいいことを言っても、それに対する保護措置はとれない、こういうように感じるので、これは長官、どうお感じですか。

○政府委員(影山衛司君) 私どもとしまして、財政投融資をふやしていくことはかねてからの念願でございます。それで、従来は、財政投融資が国家の全体の財政投融資の中に占める比率が一〇〇程度といたことが言われておりました。この比率を伸ばしていきたいというのが念願であつたわけでございますが、先ほど申し上げましたように、一四・六％まで上がったということでございますので、教歩の前進ではないかと、かように考えておりますので、今後とも財政投融資の獲得には努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○向井長年君 この問題は大きな問題です。先ほど大臣が見えたとお聞きしたので、中小企業に對する金融問題で、政府機関の国民金融公庫等でございますが、中小企業庁で考えておることも、出先のいわゆる国民金融公庫というの、大体これは大蔵省所管ですね。したがって、深刻に考えないです。事実、地方では、ほんとうの金貸しという立場に立つてものを考えておるの思ひです。金を貸す、いつ返済するか、確実であるか、これだけ、中小企業のいまの困窮を救う、あるいはまた何とかこれを助成しよう、こういう觀念が毛頭ない。そういう点について、中小企業庁、いわゆる通産省と大蔵省との関連はどういうか、こうで指導しておるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 国民金融公庫は、法律上、形式上は大蔵省の所管になっておりますけれども、通産省からも有能な理事を派遣いたしております。最近におきましては、むしろ、私も大蔵省に財投等の要求をしたすような場合には、私も大蔵省に所管官庁のような形で要求をいたしておるような次第でございます。それから、国民金融公庫の中小企業者に対する接融の状況に對する指導でございますが、これはなかなか、先生御指摘のように、出先にまで徹底いたしてない点は非常に遺憾な点があるわけでございます。したが、国民金融公庫につきましては、総裁御みずから、国民金融公庫は零細層の金融機関であるというところで、そのPRと手続の簡素化と、それから各支店においては親切にこれを取り扱うということをもつて指導をいたしておられる次第でありまして、この点につきましては、私もも総裁とも常に話し合いをしながらやっております。もうなわけでございますが、何ぶん、支店、出張所も多いことでございますので、その点が徹底をいたしてない点がございます。さらには、さらには徹底していいと思ひます。

○向井長年君 これは、いま言われましたように、なかなかそうはいっておりませんので、十分なひとつ指導を、特に、たびたび借りておる人はこれは一応返済期限も守っておるといふことで簡単に貸し付けられるけれども、新しく借りるということになりまして、なかなか審査がやかましいし、思うように借りられない、こういう事態もありませんから、これはひとつ十分指導を願ひたいと思ひます。

そこで、この資料を見ますと、二百万が三百万に無担保条件が上っておりますが、特別小口保険はなぜこれに上げないのですか。前の三木通産大臣のときだつたと思ひますが、三十万が五十万になるときに、もつと上げた、こういうことを言われておられますが、これは据え置かれておる。どういふわけであるか。あるいは現在の利用が、あるいはまた返済がどういふ形になっておるか、この点をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(影山衛司君) 特別小口保険の限度を

引き上げるにつぎましては、当委員会におきましても附帯決議があるわけでございますが、特別小口保険の制度に對する要請は、そういう限度を引き上げるといふこと、もう一つ、その前に、これは制度の趣旨が、従業員五人以下であるいは商業サービス二人以下の小さい人たちに對しまして、納税証明書だけで形式審査を行なつて簡単に、簡単に保証していくという制度でございます。非常に危険性の多い制度でございます。そこで、保証協会あたりは、率直に申し上げまして、当初なかなかこの特別小口保証の実績をあげることに非常にちゅうちょしておつたわけでございます。が、この実績をあげるということがもう一つの要請でもあります。ことに重点を置いて、まず実績をあげることに重点を置いて、私どもは、教次にわたつて保証協会の指導をいたしましたわけでありまして、最近におきましては、その指導が効を奏しまして、四十一年の四月からこの一月までの実績は大体百二十六億に及んだわけでございます。で、大体、私どもといたしましては満足でございます。けれども、だんだんと実績がのぼつていくというふうな考へておられますけれども、さらには、さらにはいふに考へておるわけでございます。

○向井長年君 この法案は一応三月延長の法案になつていくけれども、これに関連して、先ほど説明があつたところの中小企業信用保険法の一部を改正する法律案、これが今国会に上程されておるのですが、これが通らなければ死んでしまふのじゃないか。この法案はそうですね。なぜ一緒に上つておるのですか。

○政府委員(影山衛司君) 保険法の改正と、それから臨時措置法の改正とは同時に御提案申し上げておるわけでございますが、ただ、本来ならば中小企業信用保険法の改正一本でいいわけでございますけれども、何ぶんにも御承知のような状況でございます。提案から三月三十一日の失効まで非常に目がないわけでございます。念のため

期一ぱいに臨時措置法を延長させていただきます。その間に保険法の審議を願うという、これはぜひ通過させていただきますと中小企業に非常に影響を与えるわけでございますので、念のためそういう万全の策をとつたわけでございます。

○委員(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、両案に對する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。なお、ただいま鈴木委員より要求の資料は次回に御提出を願ひます。

それではこれより両案の討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、両案に對する討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。それではこれより両案の採決に入ります。まず、ブランド類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。

次に、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の議長に提出すべき報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。

○委員(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十分散会

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のため付託は三月十六日)

- 一、ブランド類輸出促進臨時措置法の一部を改正する法律案
- 一、中小企業信用保険臨時措置法の一部を改正する法律案

昭和四十二年四月三日印刷

昭和四十二年四月四日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局